

国の交付金等を受けて行う維持修繕業務 条件付き一般競争入札執行のガイドライン

1 趣旨

指定管理者が実施する工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（令和6年12月16日国土交通・財務大臣通知）」に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）等を踏まえ、適正化に努めることが求められている。

その工事に係る入札・契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条から同167条の17の規定に準じ、条件付き一般競争入札を適正かつ円滑に行うためのガイドラインを定める。

2 対象工事

工事設計金額が400万円超の工事とする。

3 公告（公表）

(1) 工事名、工事概要、資格要件等を指定管理者のホームページへの掲載及び指定管理者の定める箇所へ掲示し、一般に周知できるような措置をとる。

なお、県は、指定管理業務により工事を発注する旨を県のホームページ上に掲載する。

(2) 公告（公表）から入札参加の資格審査日までの期間は、おおむね10日間とする。

公告の期間は、工事案件毎に合理的な期間を定める必要があることから、別途県と協議する。

4 審査会の設置

入札参加資格の審査を厳正かつ公平に行うため、審査会を設置する。

5 入札参加者の資格要件及び条件付き一般競争入札で定める条件

入札に参加し、落札者となるための資格要件として、競争参加資格確認申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることを定めるものとする（共同企業体の場合はすべての構成員）（(1)の「ウ」及び「エ」は落札候補者審査時に満たしていること。）。

(1) 各工事に共通する事項

ア 神奈川県の競争入札参加資格（当該工事に係る業種）を有することについて知事の認定を受けている者であること。

イ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。

ウ 工事費内訳書（入札金額を積算したもの）を提出できる者であること。

エ 発注工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の技術者を配置（JVは各構成員ごと）できる者であること。

- オ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- カ 「営業所実態調査における指導事項の改善について(通知)」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。
- キ 神奈川県建設工事暴力団対策協議会設置要綱に基づく指名除外期間中の者でないこと。
- ク 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ケ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- コ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- サ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- シ 事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 条件付き一般競争入札において設定する条件

4で定める審査会において、工事の規模、内容等に応じ、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項を入札参加者の条件として定める。

ア 地域要件

入札参加者の主たる事務所の所在地に関し、原則として次の順位による地域要件を設定することができる。

- (ア) 県内に本店を有し、かつ事業の施工箇所の地域（市町村単位。以下同じ。）内に本店、支店又は営業所を有する業者
- (イ) 県内に本店を有し、かつ事業の施工箇所に地域に隣接する地域内に本店、支店又は営業所を有する業者
- (ウ) 県内に本店を有する業者で、前2号に該当しない業者
- (エ) 県外に本店を有する業者で、県内に支店又は営業所を有する業者
- (オ) 県外に本店を有する業者で、前号以外の業者

イ 個別要件

- (ア) 企業形態
- (イ) 登録業種
- (ウ) 知事が認定した等級格付（又は総合点数）及び所在地
- (エ) 特定建設業許可
- (オ) 配置技術者の資格
- (カ) 同種工事の実績
- (キ) 完成工事高
- (ク) その他工事別に定める事項

(1) 予定価格

指定管理者は、入札執行に当たり、予定価格を定める。

(2) 最低制限価格

指定管理者は、入札執行に当たり、最低制限価格を定める。その設定については、本県が公表している「公共工事の最低制限価格率（%）算出の具体式について」を参考にすること。

「公共工事の最低制限価格率（%）算出の具体式について」のホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/p12739.html>

7 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者に対して、必要書類を公告（公表）に定める日までに提出させ、審査会で入札参加資格の有無を審査し、その結果を個別に確認できるようにする。

8 設計図書の閲覧及び質問

現場説明会は原則として行わず、設計図書（設計図書及び単価抜き設計書）を公告（公表）の日から入札日までの間、閲覧に供し、希望する者については有償もしくは無償で頒布する。

設計図書等の質問及び回答は文書もしくはホームページへの掲載等により行い、各質問事項を一括して閲覧及び写しの交付を行う。

9 入札

受付期間（複数日）、場所を定め、入札参加希望者に入札書、工事内訳書を持参させる。

10 開札

最低制限価格以上で最低価格を提示した者を落札候補者とする。

11 事後審査

落札候補者に対して、競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定する。

12 入札結果の公表

入札の結果は、指定管理者のホームページへの掲載等により、公表する。